



●円満離婚できない…どうする？

協議離婚とは、当事者が離婚することに合意して、離婚届を役所に届出する手続きのことです。離婚全体のおよそ9割がこの協議離婚です。年金分割についても協議で合意した内容で標準報酬改定請求手続きが進むでしょう。しかし、その協議離婚ができないケースになると、次は家庭裁判所の手続きを使った離婚方法になっていきます。

ここで少し難しい話です。一般的に争いごとは最終的に裁判で解決しますが、争いの内容によっては、裁判ではなく調停から先に始めなくてはならない場合もあります。調停を望まず裁判を起こしても、裁判所の職権で調停から始めることもあります。（これを付調停といいます）また、裁判の前に調停から始める制度を、調停前置主義（家事事件手続法 第二百五十七条）といい、適用されるのは主に家庭内の争いです。

●調停って…どうする？

ここで、調停とはいったいどんな手続きなのかを簡単に理解しておきたいと思います。調停とは、争いの当事者に加え、第三者が間に入るることによって問題の解決を図るしくみで、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、お互い合意形成できる段階になるまで話し合いをする手続きのことです。ここでお互いの意見・主張がまとまれば調停成立となりますが、成立しなかった場合は審判に移行するケースもあります。裁判所の調停によって離婚が成立する「調停離婚」、地方裁判所や簡易裁判所で行われる「民事調停」と家庭裁判所で行われる「家事調停」がよく使われている言葉です。

調停には調停委員（第三者）が参加します。調停委員は非常勤の裁判所職員となり、原則として40歳以上70歳未満の主に国家資格を持つ（必須ではありません）専門家が選ばれるほか、状況に合わせて地域社会に密着して幅広い活動をした人などから選ばれています。



●調停の流れを見てみましょう

- 1) 調停の申立て（原則、調停を申し立てられる相手方の住所地を管轄する裁判所に行きます）
- 2) 裁判所からの呼び出し（調停期日通知書を相手方に送付し「調停が申し立てられた」と通知）
- 3) 調停期日（調停委員を交えて実際の話合いで複数回行う）
- 4) 調停の終了（成立、不成立、取下げ）

調停を申し立てる側（申立人といいます）は必ずこの流れで手続きを行います。また、調停を申し立てられた人（相手方といいます）は、裁判所からの呼び出し通知が届いて、自分を相手方とする調停が申し立てられたことを知り、調停期日への出席（出席）から始まります。

複数回の話し合いで調停成立に至ることがあります。当事者が合意に至ったことによって調停は終了し、その合意内容は法的な効力を持つ調停調書に記載されます。また、争いの全てについて合意に至る必要はなく、調停は一部でも成立させることも可能です。年金分割の按分割合についてもこの調書に合意内容が記載されますと、申立人のみで分割手続きをすることができます。

（よし、調停から始めよう ゆたか）

こんにちは !!

みなくさ社労士・FP事務所 050-7116-8551
 社労士事務所 HONEST 06-6910-8317
 多賀 貴志社会保険労務士事務所 0749-27-3993
 西岡社会保険労務士事務所 0749-55-0963
 社会保険労務士中山貴之事務所 0749-59-5626
 野村社会保険労務士事務所 0749-62-2684
 前田直樹社会保険労務士事務所 0749-74-0347
 橋本将詞社会保険労務士事務所 075-755-0157
 大隈社会保険労務士事務所 0770-56-2778
 アール・オフィス松尾 077-514-2570
 タマキ社労士事務所 077-563-7095
 コンフィアンス社会保険労務士事務所 077-575-1115
 鈴木社労士事務所 077-583-9490



みなくさ社労士・FP事務所

特定社会保険労務士
 ファイナンシャルプランナー(CFP)

谷口 暢生

〒525-0047 滋賀県草津市追分3-23-18
 サンクリエート追分208
 TEL 050-7116-8551 FAX 050-3588-4512
 E-mail: n-taniguchi@minakusa-srpf.com
 https://minakusa-srpf.com/

コンテンツ

- 年収の壁 1面
- その交通事故が 2面
- 労災だったら(5)
- 「人」の定着 3面
- に向けて
- やさしい年金 4面

『年収の壁』対策について

令和5年9月に突然発表があり、10月から早速スタートすることとなった、『年収の壁』対策について、現時点で発表されている内容を紹介します。

そもそも、『年収の壁』とは、

1) 106万円の壁
 社会保険被保険者数100人超の企業において、週20時間以上勤務して、所定内賃金が88,000円（年間約106万円）を超える方は、社会保険に加入する。

⇒ お給料から社会保険料個人負担分が控除され、手取りが減る。

2) 130万円の壁
 上記106万円の壁の対象にならない方の年収が130万円を超えると社会保険の扶養から外れて、自分で国民年金、国民健康保険などに加入しなければならなくなる。

⇒ 新たな年金、保険料の負担が始まる。

《106万円の壁への対策》

1) キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コースの新設
 パート勤務の方が、新たに社会保険に加入することとなる際に、その方の収入を増加させる取り組みを行った事業主に対して、最大3年間50万円の助成を行う制度。

※従来のキャリアアップ助成金の短時間労働者労働時間延長コースも拡充され、このコースとの併用も可能

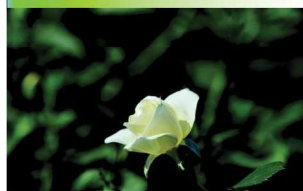
2) 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
 年収の壁にこだわらず、対象となるパートタイマーの社会保険へ加入を促進するために、社会保険加入後の保険料負担を軽減するために、事業主が「社会保険適用促進手当」を給与、賞与とは別に支給する場合、その「社会保険適用促進手当」は、標準報酬算定の基礎に含めないこととする（最大2年間）

《130万円の壁への対策》

1) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
 人員不足による勤務時間の延長等、一時的な収入の増加などで、年収が130万円以上となる場合でも、事業主による証明書を添付することで、直ちに被扶養者から外れる、ということとはなくなる。（同一人に対して連続2回まで）

※具体的な内容については、確定していない部分もありますので、詳細が発表あり次第、案内させていただきます。

（たまき）



庄堺公園

撮影 びわこの狸

その交通事故が労災だったら (5)

将棋界に藤井聡太八冠が誕生しました。頂点である8つのタイトル2020年の「棋聖」に始まり「王位」「叡王」「竜王」「王将」「棋王」「名人」と続き、2023年10月の「王座」獲得での八冠独占は史上初です。全冠独占は升田幸三三冠、大山康晴五冠、羽生善治七冠に続いての4人目、達成年齢の21歳は最年少です。将棋の各タイトル戦は年に1度、5番勝負や7番勝負で行われますが、初戦の2020年の「棋聖」から現在までタイトル戦の番勝負は18戦18勝0敗。21歳、今後の更なる活躍に期待ですね。

今回は示談の話です。

交通事故の被害者が治療を継続し、後遺障害がなく治癒（完治）した場合、または症状固定が認められ後遺障害等級認定が行われた場合、治療費・休業損害・逸失利益・慰謝料等の損害内容が明らかになると、被害者が加害者に対して交通事故で受けた損害についての賠償金額を決定する示談交渉が開始されます。被害者と加害者が直接交渉するわけではなく、加害者が任意保険に加入している場合は、加害者に代わって保険会社と示談交渉を進めていくのが一般的です。示談交渉の際、多くの場合は加害者（保険会社）から示談金の提示があり、被害者はその内容で示談をするか否かを検討し、両者合意の場合は示談が成立、示談金が支払われ、交通事故の処理は終了となりますのですが・・・

示談の注意点をみていくと

★示談のやり直しは原則として出来ません。

示談成立後、請求漏れが発覚した場合の請求や、示談金額の増額請求はできません。また示談成立後、労災保険は、第三者への求償が行えないため、原則として保険給付を行いません。その対応として、示談書に「この示談が、将来の労災給付に影響を与えるものではない旨確認する。」等の文言を入れることも考えられますので、示談成立前に担当社労士にご相談ください。

★治療終了後に示談交渉を行ってください。

示談交渉が始まるのは、治癒・症状固定後です。後遺障害が残った場合は、それ以上の治療の効果・症状の改善が期待されなくなると症状固定となります。症状固定後、後遺障害等級認定を受けて逸失利益や後遺症慰謝料を請求することになるのですが、まだ治療効果が見込まれる段階では、後遺障害等級認定が行うことができず、損害額を確定することができません。

★保険会社の示談金提示額は適正なのでしょうか？

保険会社は保険料を支払う側の立場です。会社としても支出は少ない方がいいでしょう。ただ被害者が適正な示談金額を算出するのは容易ではありません。

最近は加入の任意保険で、弁護士費用特約に加入されている方も多いかとおもいます。加入されている場合はここが使い処かもしれませんね。

(ごろー)



「人」の定着に向けて・・・ Vol 92



今回は、「人望力」の2つ目の要諦(ようてい: 物事の最も大切なところ)、「世間通」について説明します。情報を集め、分析、世間の事情を汲み取ることができなければ、先の時代をすすめることができません。

ゆえに、「世間通」の人物に人が集まってくれます。世間通とはいわば、「情報通」ともいえます。今でこそ、スマホ一つで世界とつながる時代、どんな情報でもすぐに手に入れることができます。

しかし、一昔前はまったく事情が違いました。織田 信長も情報通として知られています。若いころに「うつけ」や「たわけ者」というように言われていたようですが、本人が城下町を歩くことで行き来する商人や町民の話や噂を聞くことで、情報を得ていたといわれています。

また、昔からの家臣ではなく、羽柴 秀吉や明智 光秀を重用したのも、秀吉は民衆の動きや心理に明るく、光秀は大名の動きに明るい、彼らのもつ情報を得ることで、民衆が求めていることをしっかりと実施し、国の動向を知ることによって戦略的に動くことができたといわれています。これもまた、情報を先に得てのことです。



もう一人、維新の原動力となった数多くの若者を育てた吉田 松蔭、彼は、情報通というよりも多くのことを目で見て、耳で聞いて実際に経験したかったために行動した人です。日米和親条約を結んで間もないアメリカの船に乗せてもらおうと直談判したという話はあまりにも有名です。その原動力となったものは、「攘夷といっても、まずはアメリカを知らねばならぬ」という気持ちからでした。

松蔭は、長州に戻ってからも、弟子たちに「京都や江戸に行き、優れた人々と会い、議論すべきだ。そして、その内容を私に教えてほしい」と伝え、情報を欲しました。また、弟子たちが収集してきた情報を長州に届ける飛脚料を藩が持つようにと藩に進言までしています。

従業員を育成することを DVD の視聴でされているところもたくさんあります。それですべて足りることはなく、やはり実践での研修が必要であり、幅広く経験すること、周辺知識の情報を収集することは必要だと認識させること、そこが難しいのですが、そこが人材育成の肝かと考えます。



(しょうし)